

## 秋学期試験に際しての注意事項

例年、定期試験において様々なトラブルが起きています。受験に際しては、以下のようないくつかのルールがあります。事前に確認し、試験に備えてください。

### 【登録していない科目の受験や教室・教員間違いについて】

未登録の科目を受験したり、本来受験すべき教室や教員を間違えて受験したことにより、結果が無効となるケースが起きています。履修登録科目確認通知書や試験時間割を必ず確認の上、受験してください。

### 【席の並び方】

最前列にならって、前後がまっすぐに並ぶように着席してください。また、となりの人とはひとつ席を離して並ぶことになっています。こうした状態になるまで試験は始められませんので、最初からこのことを念頭に置いて着席してください。

### 【学生証】

試験を受けるためには学生証の提示が必要です。必ず持参してください。受験の際、学生証はケースから取り出し、通路側の机の端に写真面を表にして置いてください。学生証を忘れた場合は学部事務課(58年館1階)文学部窓口の一部を「仮受験許可証交付窓口」としますので、必ず仮受験許可証の交付を受けてください。

### 【不正行為(カンニング)】

例年、不正行為やこれと紛らわしい行為が報告されています。また、こうしたことに対する学生からの苦情も届いています。不正行為をすると、その科目が無効になったり(場合によっては全登録科目が無効となります)、停学といった厳しい処分を伴うこととなります。不正行為は絶対に行わないでください。また、答案用紙の持ち帰りや、回収が必要とされる問題用紙の持ち帰りも不正行為となりますので、白紙答案であっても必ず提出してから退出してください。

### 【携帯電話・スマートウォッチ等の電子機器類】

試験中は、携帯電話・携帯電子端末等の電子機器類の使用は禁止します。必ず電源を切り、鞆の中にしまってください。時計や電卓としての使用も禁じます。

### 【遅刻の場合と退出許可の取り扱い】

遅刻は、監督者の管理する時計を基に、試験開始後20分までしか認められません。これ以後の受験はできません。試験開始時刻に間に合うように、試験当日は余裕をもって登校してください。なお、仮受験許可証の交付を受けるために遅刻した場合も含まれます。学生証を忘れた場合でも、まずは試験教室へ行ってください。

退室は原則として試験開始後20分を経過した時点で監督者の指示のもと可能となります。

### 【追試験について】

交通機関の事故や病気等、本人の責によらない不測の事態により試験を受験できなかった場合、学部・担当教員によっては追試験を行うことがあります。各学部や市ヶ谷リベラルアーツセンター(ILAC)の掲示板でよく確認してください。

追試験の申請には証明書が必要です。交通機関の遅れの場合は「遅延証明書」(日付と遅延時間が明記されたもの)、病気の場合は、医師の「診断書」(登校が不可能であった期間等が明記されたもの)が必要です。

※遅延証明書は、試験開始時間を基準としたもの(例えば、試験開始から30分遅れて大学に到着した場合は、30分以上の遅延証明書)のみが認められます。遅刻入室可能時間である20分間(試験開始から20分間)は、含みません。注意してください。

※証明書の提出によって無条件に受験できるとは限りません。

### 【その他】

※ 試験時間割は変更になる場合もあります。変更は掲示板でお知らせしますので、必ず確認してください。

※ 基礎/ILAC科目・総合科目の時間割については、市ヶ谷リベラルアーツセンターの掲示板・ホームページを確認してください。

以上